

ほうじん

公益社団法人 松山法人会



松山市還暦交流会2014が開催されます!

日時：平成26年11月23日(日)

11:00~16:00

場所：南海放送本町会館
(松山市本町1丁目1番地1)

内容：昭和時代の昔懐かしさを感じさせる展示物や、学校給食カフェの設置、フォークシンガーの杉田二郎氏、俳優の竹下景子氏を招いたステージイベントを実施します。法人会からは「イクジイ」、「生涯現役」のコーナーを設置します。

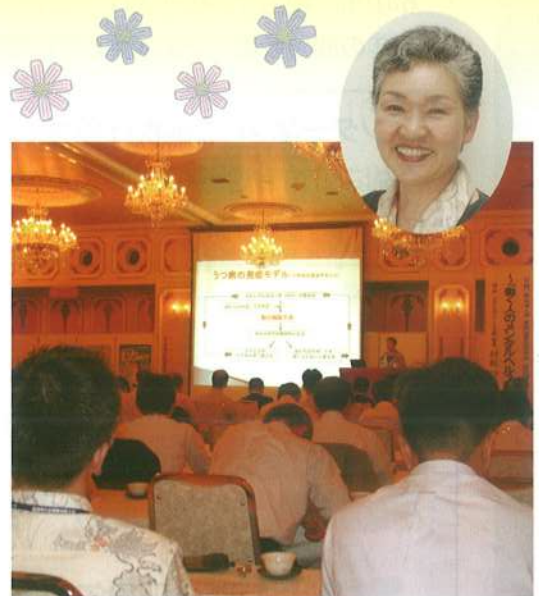
還暦世代の方々が、同世代が催すステージイベントなどにご参加いただき、昔の輝きを思い起こし、社会貢献・ボランティア活動や、老後の生活などを考えるきっかけ作りとなれることを目的に開催します。今年還暦を迎える方や、その前後の世代の方もお誘い合わせのうえ是非ご参加ください。

共催：公益社団法人松山法人会

ストレスチェック義務化法案成立!

演題：働く人のメンタルヘルス

労働安全衛生法の一部改正によって、一部の企業において、従業員に対するストレスチェックが義務付けられることとなりました。近年うつ病からくる精神的・肉体的な問題によって、多くの従業員が休職や退職等を余儀なくされています。講演会では、「うつ」とは何か、また今回義務化されたストレスチェックの効果的な活用方法などについて説明がありました。地方では特に人材不足が問題とされている中で、従業員の定着や新規雇用は喫緊の課題です。社内の福利厚生充実によって、問題・課題が解決できるよう取り組んでいく必要があります。



8月19日開催 支部役員合同会議記念講演会
講師：NPO法人こころ塾 村松 つね氏

・還暦交流会のご案内		・労務便りVol.24	p4~p6
支部役員合同会議講演会	p1	・松山まどんなプロジェクトの概要について	
・松山税務署からのお知らせ	p2	愛顔の健口支援協力事業所	p7
・愛媛県からのお知らせ	p3	・婚活大学からお知らせ	p8

松山税務署からのお知らせ

松山税務署では平成26年分年末調整説明会を次のとおり開催します!

平成26年分 「年末調整説明会日程表」

開催日	開催時間	開催会場	所在地
平成26年11月17日(月)	14:00~16:00	東温市中央公民館 大ホール	東温市田窪2370
平成26年11月18日(火)	14:00~16:00	松山市総合コミュニティセンター カメラリアホール	松山市湊町7丁目5番地
平成26年11月19日(水)	10:00~12:00	松山市総合コミュニティセンター カメラリアホール	松山市湊町7丁目5番地
平成26年11月21日(金)	14:00~16:00	松前総合文化センター 広域学習ホール	伊予郡松前町大字筒井633
平成26年11月26日(水)	14:00~16:00	久万高原町産業文化会館 研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
平成26年11月27日(木)	14:00~16:00	砥部町中央公民館 2階 講座室	伊予郡砥部町宮内1369

- ・ 説明会は、ご都合の良い会場にお越しください。
- ・ 当日は、車の混雑が予想されますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。
- ・ 松山市へ提出する総括表は、松山市が郵送する所定の用紙をご使用ください。
- ・ 昨年の開催会場と一部変更している場所がありますので、ご注意ください。

【インターネットで国税庁のホームページのご利用を!】

国税に関する知識(タックスアンサー)や申告手続き、路線価図、通達等豊富な内容を掲載しております。国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

e-Tax

イータックス

ご利用時間 平日午前8時30分~24時

もっと詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-taxの最新情報やご利用にあたっての手續等について説明します。



愛媛県からのお知らせ



愛媛県イメージアップキャラクター

みきゃん

「ゆるキャラ®グランプリ」に出場します。
毎日1ポテしてね

美甘子さん



上野 優華さん



和田 竜さん ©新潮社

和田 竜『村上海賊の娘』
新潮社刊瀬戸内・松山
島の観光宣伝大使「しまぼう」

瀬戸内しまのわ2014 しまのわ海賊フェスティバル

9月27日(土)～10月19日(日)開催

愛媛県松山市、今治市

「しまのわ」色の楽しいイベントを一挙に開催

- ☆しまのわグルメフェア、しまのわグッズフェア☆
- ☆バリィさんも登場!「ご当地キャラ」写真撮影会☆
- ☆歴ドル 美甘子さんによる「親子で水軍かぶとを作ろう!」☆
- ☆上野優華さんミニトーク&ライブショー☆
- ☆2014年本屋大賞受賞「村上海賊の娘」の著者
和田竜先生 記念対談☆

◇しまのわ“ざくざく”感謝祭in松山三越

期間：10月7日(火)～13日(月・祝) 会場：松山三越

- ・しまのわグルメフェア(7階)・しまのわグッズフェア(1階)
- ・しまのわ海賊フェスティバルスタンプラリー(県美術館と三越)8日(水)～
- ・しまのわ「ご当地キャラ」写真撮影会(1階、7階)
- みきゃんとしまぼう 毎日 10:30～、14:00～、16:00～
- バリィさん 11日(土)11:00～、15:00～
- ・映画「瀬戸内海賊物語」特設ブース登場!(7階) 映画DVD先行発売!
- ・和田竜先生「村上海賊の娘」ミニトークショー 11日(土)13:00～13:30
- ・松山商業高校&広島商業高校コラボショップ(7階) 11日(土)
- ・水軍なりきりキッズ撮影会(1階) 12日(日)11:00～、15:00～
- ・歴ドル 美甘子さんによる「親子で水軍かぶとを作ろう!」(7階)
12日(日)13:00～、15:30～
- ・上野優華さんミニトーク&ライブショー(1階) 13日(月)11:00～、15:00～

◇和田竜氏 本屋大賞受賞記念対談「村上海賊の娘 誕生秘話」

日時：10月11日(土)15:00～16:30 会場：松山市立子規記念博物館

入場料：¥1,000 問：明屋書店松山本店(TEL:089-941-4141)

(9月中旬頃より松山市内の明屋書店中心に販売開始予定)

◇4館合同特別展「村上海賊の世界—その風土と文化—」

期間：9月27日(土)～10月19日(日) 会場：愛媛県美術館常設展示室3

観覧料：無料

◇いまバルvol.3 しまのわ海賊フェスティバルver.

期間：10月3日(金)～5日(日)

場所：今治市内飲食店等

問：今治市中心市街地再生協議会事務局

(TEL:0898-36-1540)

©Daiichi Printing
今治観光大使
& 伊予観光大使
「バリィさん」登場!!

主催：瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会

※お問い合わせ先：089-912-2492 (愛媛県観光物産課)

労務便り VOL.24

～これからの労務管理のポイント～ “心の健康管理”が大きな経営課題



社会保険労務士 越智成悟

社会保険労務士 越智事務所 代表社労士
〒791-8083 松山市新浜町11-12

プロフィール：法政大学社会学部卒 マンパワー溢れる強い組織作りのための組織の信頼関係形成、働き易く活力のある職場作りをサポート。企業のメンタルヘルス対策支援や社会人基礎力研修等を通じて企業の発展の支援を通じ、地域と地域の経営者の皆様と共に発展を目指す。

～これからの労務管理のポイント～“心の健康管理”が大きな経営課題

前回、労働安全衛生法改正の中の「ストレスチェック制度の創設」について説明しましたが、労働安全衛生法改正の中の「重大な労働災害を繰り返す企業への対応」について説明します。

平成25年4月からスタートした第12次労働災害防止計画では、「安全・健康に関する意識改革」の一環として、労働環境水準の指標化を進めるとともに、同水準の高い業界、企業を積極的に公表するとされているとともに、重大な労災を繰り返し発生させている企業には、企業名と労災発生状況を厚生労働省HPなどに掲載する。

厚労省が評価審査をし一定の結果の企業をブラックまたは優良と認定し、Web上で企業名と事業場名を公開する措置をとると記載されています。

ブラック企業認定制度

それを受けて今回の改正となったわけですが、概略は、安全衛生関係法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成等を指示できる仕組みを創設(具体的な要件は省令等で定める予定)。

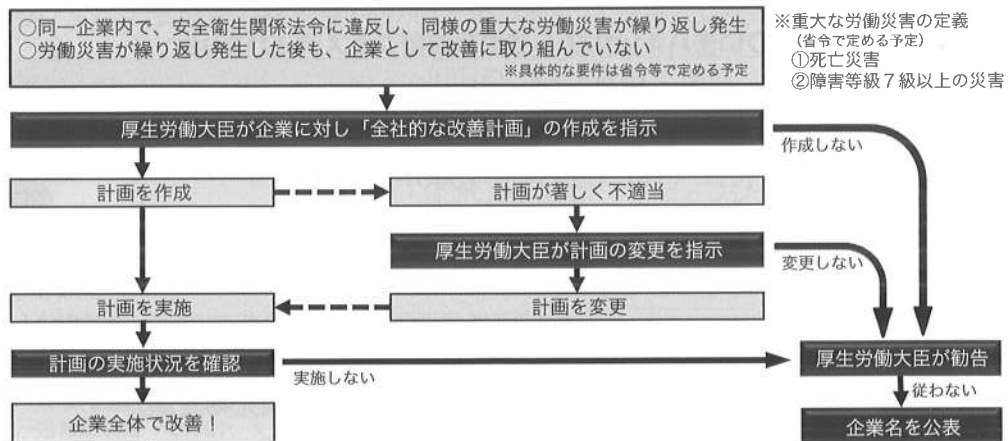
企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表するというものです。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応 ※新規法改正事項

○同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見

- 安全衛生関係法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成等を指示できる仕組みを創設する。 ※具体的な要件は省令等で定める予定
- 企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表する仕組みを創設する。

【新たに設ける仕組みの概要】



詳細については未定ですが、現在検討委員会で出ている案は以下のようになっています。

【選定基準】

同一企業内で、法令違反により、同様の重大な労働災害を繰り返し発生させたにもかかわらず、企業単位での改善に取り組まないなど放置した場合は、同様の労働災害が当該企業内で繰り返されるおそれがあることから、改善の対象とする。

【対象となる法令】

対象とする法令は、労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法並びにこれらの法律に基づいて制定されている政省令及び告示。

【同様の労働災害とは】

発生した労働災害の起因物が同じであり、かつ発生した労働災害の型(種類)が同じである。

【重大な労働災害とは】

- ・死亡災害
- ・障害等級7級以上の労働災害

参考：障害等級7級

【 労災 障害等級7級】

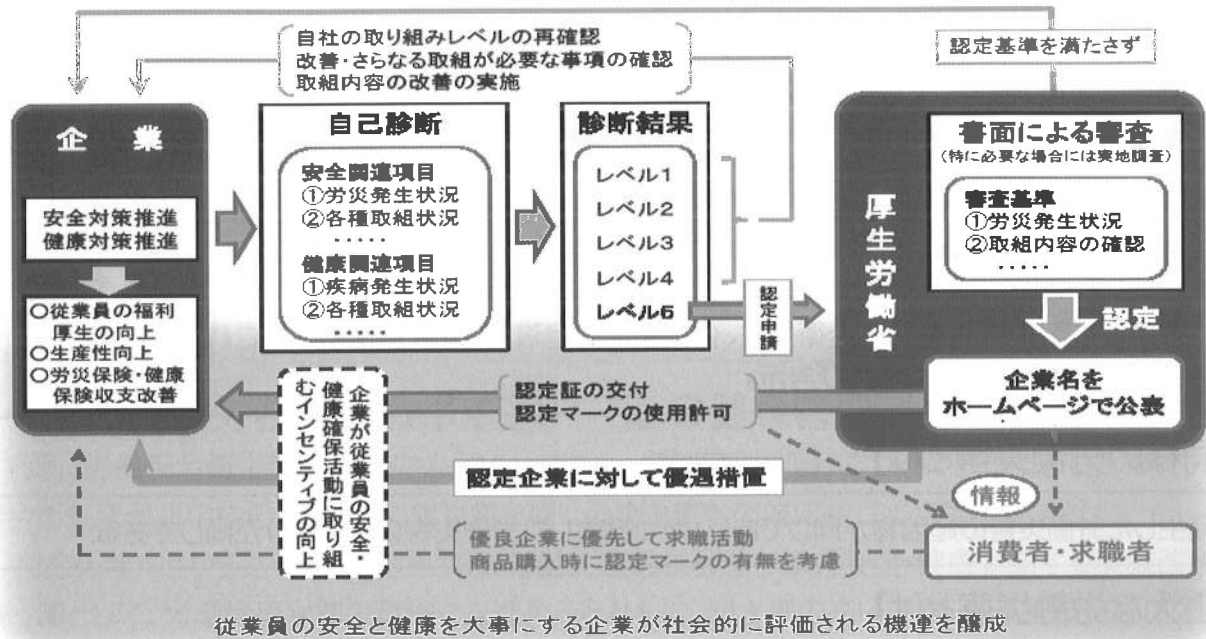
- 1 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの
- 2 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- 2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 4 削除
- 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの
- 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの
- 8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- 11 両足の足指の全部の用を廃したもの
- 12 外貌に著しい醜状を残すもの
- 13 両側のこう丸を失ったもの

優良企業認定制度

優良企業認定制度が前述のブラック企業認定制度と同時にスタートする予定です。

厚生労働省が昨年度の分科会に示した制度のイメージによると、企業は労災や疾病の発生状況、安全衛生への取り組み状況などを自己診断し、5段階評価で最も高い企業が厚労省に認定を申請。認定されると認定マークの使用許可や優遇措置が与えられるとしています。

安全衛生に取り組む優良企業を評価・公表する制度のイメージ



各レベルについては現在検討されている内容は以下のようになっています。

レベル1	労働基準法 労働安全衛生法
レベル2	労働契約法 男女雇用機会均等法 等の労働法違反の有無
レベル3	労働災害の発生状況 労働災害防止計画に明示の取り組み状況 等
レベル4	安全衛生委員会の積極的かつ正しい運営 メンタルヘルス対策 等
レベル5	若者対策 積極的な雇用と定着率向上 ハラスメント対策 ワークライフバランス推進

「ブラック企業認定」をされないための対策や「優良企業認定」を目指すための対策は、メンタルヘルス対策が1つのポイントになります。

「ブラック企業認定」をされないための対策ではなく、「優良企業認定」を目指すための対策に取り組んで企業の発展に繋がっていただきたいと思います。

制度が始まるのはまだ先のことですが、今から取り組みを始めませんか。具体的には、まずは労務管理を確認して法令違反がないかチェックし、そして、メンタルヘルス対策、子育てサポート企業の「くるみんマーク」の取得や「えひめ子育て応援企業」の認証を受けるなど、できるところから取り組みを始めませんか。

「社会保険労務士」による
無料相談会が開催されます!

お気軽にお越しください!

日 時

10/26(日)

AM 11:00~PM 5:00

場 所

・イオン松山店

・オズメッセ21

・フジグラン今治

・フジグラン松山

・イオンモール新居浜

相談内容

- ・公的年金 ・健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額医療費等)
- ・労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- ・労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- ・解雇、退職、セクハラ、パワハラ等 ・労使関係(個別労働紛争)
- ・各種助成金 その他

お問合せ

愛媛県社会保険労務士会

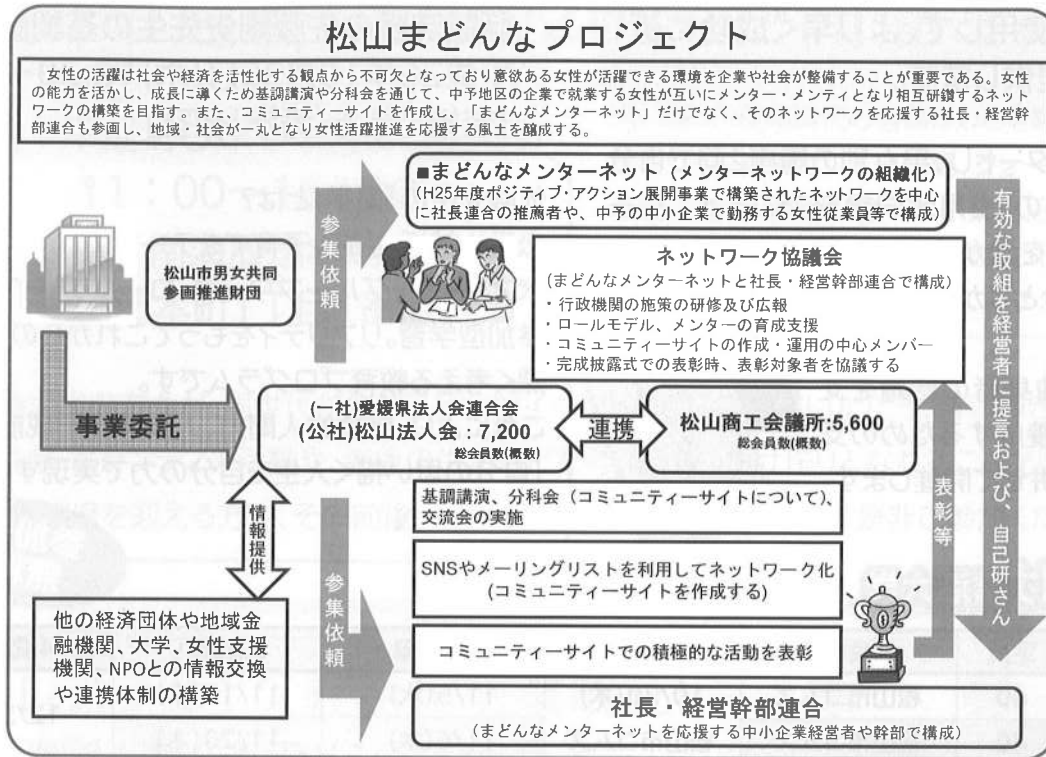
〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

TEL(089)907-4864 FAX(089)923-1133

後援：一般社団法人愛媛県法人会連合会 公益社団法人松山法人会

松山まどんなプロジェクトのご案内

労働人口の減少はあらゆる産業に及んでおり、女性の活躍は、社会経済発展に不可欠な要素となっております。この度、松山市男女共同参画推進財団から委託を受け、女性の活躍推進のための、「松山まどんなプロジェクト」を実施します。この事業は、松山法人会と松山商工会議所が連携し、女性従業員で構成する「まどんなメンターネットワーク」と経営者や幹部等で構成する「社長・経営幹部連合」を立ち上げ、ネットワークを支援することとなりましたので、ネットワークにご参加いただきますようお願いいたします。



詳細については松山法人会事務局(TEL:089-941-7711)までお問い合わせください。

『愛顔の健口支援協力事業所』〈認定制度のご案内〉

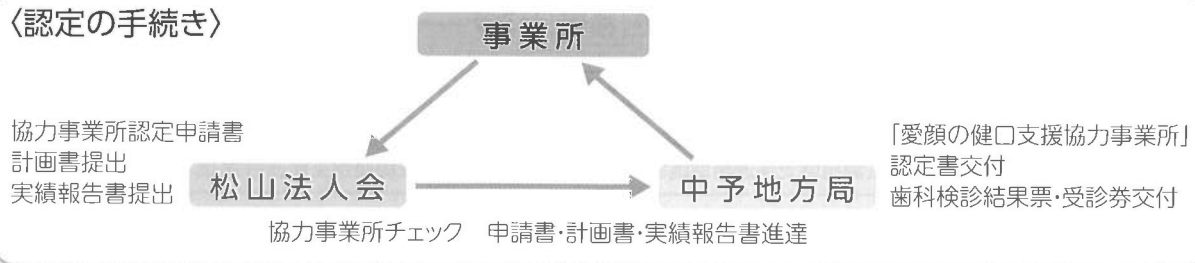
愛顔の健口支援事業所とは

壮・中年期における歯科検診や歯石除去等の受診率向上を目的として、従業員の歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組む事業所のことです。

愛媛県では、「愛顔の健口支援協力事業所」に認定する事業所を募集します!

歯科検診のみ受診する場合、4千円程度かかるところを一律2千円(税込)で検診が受けられるようになる制度です。

〈認定の手続き〉



詳細については松山法人会事務局(TEL:089-941-7711)までお問い合わせください。